

参考資料<前回認定が令和6年3月以前の様式>

前回認定申請時の改善措置の努力目標 及び その達成状況等

1 改善措置の達成状況

事業主:

改善措置項目	前回現状	前回目標	今回現状	今回現状に至った経緯、理由、問題点等(具体的に記載)
A.雇用管理の改善				
雇用の安定化 (全雇用労働者のうち常用者の増加が1割以上であること) ……ただし事務係等職員を除く	人	人	人	注)認定基準 1(1)のただし書きにより認定を受け、計画を達成出来なかった場合については、任意様式により林業労働者確保に向けた取り組み状況等を添付のこと。
労働時間の短縮 (5年間で適所定労働時間の短縮が1時間以上又は休日数の増加が5日以上であること)				
振動機械の使用時間の短縮 (1労働者の1月当たりの振動機械の短縮が5年間で1割以上であること)				
労働強度の軽減 (1労働者の1月当たりの重筋労働(主索張り作業、ワイヤロープ引き出し作業、丸太巻立作業、手工具による伐木造材作業等)の削減が5年間で1割以上であること)				
特記項目(雇用量(人日)等減少が著しい項目について適宜記載)				
特記項目(達成された項目等があれば適宜記載)				
B.事業の合理化				
生産性の向上(m ³ /人日) (素材生産事業に係る労働生産性の向上が5年間で2割以上であること)				
事業規模(素材生産量)の拡大(m ³) (以下の基準に合致していること)				

基準年の素材生産量	事業量の増加目標
3500m ³ 未満の事業体	5年間で7割以上の増加
3500m ³ 以上5000m ³ 未満の事業体	5年後6000m ³ 以上となる
5000m ³ 以上の事業体	5年間で2割以上の増加

2 林業労働者の確保など改善措置の目標達成のために今後必要と思われる制度・施策等の提案・要望など